資料5

有識者会議報告等と検討素案との整理表

亚 口	75 D	有識者会議)+ / 1	拡行会・ガイドラインの 検討事実		
番号	項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案		
1	作成	必ずし存 がはい。 ● 力がをというでとす。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、です。 ・ できるに、でいず、でいずしたが、でいるにも存はない。 ・ できるに、でいず、でいず、でいないでは、でいるに、でいるに、でいないでは、でいるに、でいるに、でいる。 ・ できるに、でいる。 ・ できるに、でいる。 ・ できるに、でいる。 ・ できるに、でいるに、でいるに、でいる。 ・ できるに、でいるに、でいる。 ・ できるに、でいるに、でいる。 ・ できるに、でいない。 ・ できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、でいる。 ・ できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、できるに、	どたつます。 ・文効適保つ書化確 ・文力を明 ・本で、大い理のことを ・文力を明 ・本で、大い理のでは、大い理のでは、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで、大いで	に機たび及にこ係あげつれー及ニほ関又も了三る関に及四義五事では、当なりであるにでいる。 いいは、おいいのはの解していいのは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、の	4. 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯 ○個人の権利義務の得喪及びその経緯 a)審査基準、処分基準、行政指導指針に関する立案の検討その他の重要な経緯、b)許認可等に関する重要な経緯、c)不利益処分に関する重要な経緯、d)補助金等の交付に関する重要な経緯、e)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯、e)訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯 ○法人の権利義務の得喪についても同様に類型化 5. 職員の人事に関する事項 a)人事に関する事項 a)人事に関する事項 a)人事に関する規程の制定、b)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の重要な経緯等		

372 F	7F.C	7	有識者会議	2十分	歩行会・ゼイバニン・の投引主要	
番号	項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案	
2	整理	編集方法等のルールがっています。 ●大きのの任せせなって、では、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、大きないは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ファイルの編集方法等をマニュアル等で定める。その際、一連の業務プロセスに係る文書が適切な形で一連のファイルに編集されるようにする。 ● 同一の制度の下、各府省に共通する文書については、公文書管理担当機関等に応じ類型化した上で、具体的な文書についても、各府省(部局)において、業務の内容や文書の性格に応じ、保存期間基準を定める。それ以外の文書についても、各府省(部局)において、存期間基準を関体的に定める。	作成し、又は取得したときは、当該行により、又は取得したときは、当該行により、政令で定めるところに、保存期間の表に、保存期間の満了する日を設定した。保存期間の満了する日を設定した。在存期間の満りの長は、能率主に変するよう、単独る行政で政立とが適当で、相互存期であると認めをは、一次の場合により、一次の場合において、行政では、は、政事には、保存期間を同じく一のより、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、のは、政事により、といい、のは、政事により、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、とい	 ○ 分類の意義について、以下のとおり明記。 行政文書を適切に分類することは、必要な文書を迅速に取り出し、事務効率を高めるために重要。すなわち、検索の手段として行政文書を分類することは、職員の思考の整理と事務の整理に資する。適正な分類なくして、事務の効率化や情報の活用を図ることはできず、最適な意思決定は望めない。このように、行政文書の分類は、事務執行管理の中心に位置づけられるものであり、全職員がこれらの意義を踏まえ、適切に分類に取り組むことが必要。 ○ 具体的な分類方法については、行政文書ファイルを実際にファイリングキャビネットの中や書庫の中で検索し使用する現場職員が真に検索・使用しやすい分類となるよう、現場職員による積上げ方式の分類方法(職員が自ら現物の行政文書を確認しながら三段 	

			有識者会議			
番	引 項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案	
3	保存	的に管理されておらず、保存が場当たり的となっている場合がある。 ● 特に、延長により実態上は永久保存同様になっているなど、長期間保存されている文書について、私の劣化や破損等のおそれがある。 ● 人事異動や組織改編の際、ファイルの引継ぎが十分でなく、文書の別継ぎが十分でなく、なっている。 ● 組織共用のスペースで	庫(集中書庫)を設置し、一定期間を経過した文書について、各府省のニーズに応じて、各府省から引き継いで横断的に集中管理する仕組みを整備。 ● 内閣府が行っている実証的パイロット事業を関係機関の協力を得て強力に推進し、中間書庫(集中書庫)の仕組みの活用に向けて、その実証結果に基づく知見を逐次各府省に提供していく。 ● 組織的に用いる文書について、その性格等に応じ作成段階から適切に保存し、個人文書と混在することのないよう、マニュアル等で徹底する。	ついて、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。 2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。 改正国立公文書館法 第11条(抄) 国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一行政機関(公文書等の管理に関する法律第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、行政文書(同法第5項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)の保存を行うこと。 3 国立公文書館は、前2項の業務のほか、前2項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。 「行政機関からの委託を受けて、行政文書	 ● 要領の記載事項は以下のとおり。 ① 紙文書の保存場所・方法 i) 時の経過や利用の状況に応じた保存場所の変更(例:事務室→書庫等) ii) 機密性の高い行政文書ファイル等の扱い iii) ファイリング用具(例:バインダー、保存箱等)の見出しや背表紙等の表示の様式 ② 電子文書の保存場所・方法 i) 改ざん、漏えい等の不適切な取り扱いを防止するため、文書管理システムで保存 ii) 移管のための長期保存フォーマットへの変換 iii) アクセス制限、パスワードの設定、バックアップの保存等 ③ 引継手続き 	

			有識者会議		## / A I	
番号	· 項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案	
4		であることなどから、業務	● 分類基準を工夫するとともに、一般の方々への分かりやすさや移管基準を意識したファイル名の設定など、ファイル管理簿の記載方法についてマニュアル等で定める。	号。以下「行政機関情報公開法」という。)第5条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。 2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 第9条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要がある場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告で	≪機能≫ ・国民と行政機関との情報共有化ツール ・行政文書の作成・取得から移管・廃棄までの現況の管理	

Г				有識者会議		
T	番号	項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案
	5	移棄・延長	府(国ないないと)ががで判国に を大きないないときないないときないないときないないときであるがますが、 を大きではいかで判し、 を大きでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	間、期間満了時の措置等をあらかじめ定める「レコード・スケジュール」のような仕組みを導入する。 ● 移管・廃棄の是非について、より適切かつ効率的に判断できるよう、移管・廃棄基準の具体化・明確化を図り、移管基準に適合するものについては、原則移管とするともに、公文書管理担当機関の判断を優先する仕組みを確立する。 ● 具体的には、①各府省において、ファイル管理簿にファイルを登録する際、保存期間満が定める統一の次的ないで、公文書管理担当機関が手ェめる統一の次的な評価・選別の結果について、公文書管理担当機関の評価・選別の結果について、公文書管理担当機関の評価・選別の判断について、文書管理に関する専門家(レコードマネージャー、アーキビスト等)が適切にサポートする仕組みとする。 ● 保存期間の延長や延長期間の適正性を確保するため、公文書管理担当機関がテェックする、名府省において基準に基づき適切な判断が行われているかについて、公文書管理担当機関がチェックする仕組みとする。	4 行政機関の長は、第1項及び前項の規日を、以下に保存期間及び保存期間の高さとのの場合ところにより、延長することができる。 5 行政機関の長は、行政文書できる。 5 行政機関の長は、行政文書であるところにより、で政文書であるところにより、行政文書でできるの長は、行政文書であると、行政、保存期間のでででは、近日では、近日では、近日では、近日では、近日では、近日では、近日では、	◎各行政機関における移管又は廃棄の措置の設定状況について、内閣府(国立公文書館)は、法9条1項に基づく報告を受け、チェック。◎この設定に当たっては、必要に応じて国立公文書館の専

有識者会議 番号 項目 有識者会議		有識者会議	法律		
番号 項目	Ħ	主な問題点	具体的方策	1.00	施行令・ガイドライン の検討素案
移国の (等立利 において	の文第の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	● 外まい ● は適とに続い ● 移し後がこるて ● と書ジタルの利と を	● 一般の国民や海外から公文書をより利用しやすくするため、関係機関と連携しつつ、国立公文書館やアジア歴史資料センター等におけるデジタルフー、利用者サービスの具体的な充実方策についてと検討する。 ● 所在情報の一元的な把握・検索機能を充実とともに、地方公文書館をはじめとする国内のは、高とともに、地方公文書館をはじめとする国内のは、「大学について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強力に図るための具体的方策について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強化するための具体的方策について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強化するための具体的方策について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強化するための具体的方策について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強化するための共享について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強関との方策について検討する。 ● 外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強力については、原則まる。おりないよりなの対象外としていて、表記のとととに、が文とともに、が文ととい、現場合は移管元の所省、現行の利用については、原則まなる必要な場の対象管の対象で変に変して整定して、対象には、の公とともに、の公人関ルールの方にも関係の範が意見を述べる必さるともに、可能な関ルールの方にも関係の範が意見を述べる過したの公別ルールの方にも関係ので表記を表記して、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には	上の他の人を認別することができることであったときない。ことが、からないできる。)という、からないできる。とない、対しているいいとない。 4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管の上、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合 イ 行政機関情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくは木に掲げる情報 ハ 公にすることにより、国の安全が書されるおそれ、他国若しくは国際機関との管護との交渉と不利地を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及にすするそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ 公にすることにあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及にすることにのき相当の理由がある情報 ニ 公にすることとはり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査・公訴の組持、刑の執行をの他のの法により、当び政議論中立て必ったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。	

	-7.0	有	識者会議		#/- A 1° () - A A A = 1 + m	
番号	項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案	
7	点検·監査	監な査の表に をなったというでする。 をいまり、一施して、まいなでした。 をでいるのででしまいない。 をでいるのででしまいない。 をでいるのででしまいない。 をでいるのでででしまいない。 をでいるのでででいるのでででいるのででででいるのでででいるのでででいるのででででいるのでででいる。 をいるのででは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのでは、でいるのででは、でいるのでは、でいるのでは、でいるでは、でいるでは、でいるのでは、でいるでは、では、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、でいるでは、では、でいるでは、でいるでは、でいるでは、では、では、では、では、では、では、では、	や、各府省の文書管理担当課に、 ・ 本、各府省の文書管理担当課に、 ・ 大きでではるときました。 ・ 本の方法等をマニュアル等では、 ・ なの方法等をマニュアル等では、 ・ なの方法等をマニュアルの方法等をマニュアルの方法等をでは、 ・ なの方法等をマニュアルの方法等をできる。 ・ 本では、といるには、 ・ ないでは、といるには、 ・ ないのできるといるには、 ・ ないのできるといるには、 ・ ないのできるといるには、 ・ ないのできるといるには、 ・ ないのできるといるにない。 ・ ないのできるといるにない。 ・ ないのできるといるには、 ・ ないのでは、 ・	の他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政文書の管理について、その状況に関する報告者しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。 4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。 第31条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について報告を求めることができる。	 ◎ 併せて、法9条1項の報告の前提として、文書管理者が自ら管理責任を有する行政文書の管理状況を調べる「点検」、及び、当該行政機関の監査責任者が行政文書の管理状況を調べる「監査」について明記。 ◎ 点検について、以下のような事項を基本的な点検項目の例として、ガイドラインに具体的に記述。 ・ 作成すべき行政文書が適切に作成されているか ・ 文書管理者は、行政文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか ・ 行政文書ファイル等の保存場所を的確に把握しているか ・ 行政文書ファイル等の保存場所は適切か ・ 個人的な執務の参考資料は、職員各自の机の周辺のみに置かれているか(共用のファイリングキャビネットや書棚に置かれていないか) ・ 行政文書ファイル等は、識別を容易にするための措置が講じられてい 	

			識者会議		15/2 A 18 (182 A 2 185) + +	
番号	項目	主な問題点	具体的方策	.	施行令・ガイドラインの検討素案	
8		● 文書管理に関する用門家が十分にいます。 ● する職員のである。 ● ないの意義に対するである。 ● ないの意義に対するである。 ● 保存期間いて、部がの当が明め、一で担当がのである。 ● 保存期間ではいるがである。 ● 保存期間ではいるがあるに迷う場合で担対がある。 ● 作中したり、他の事がにないより、 ・ 本書でいり、、他の事場にはなっている。 ・ 本書でいり、、というのである。	● 公文書管理担当機関理に ・ 会には ・ 会には ・ できた。 ・ できた。	2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。 改正国立公文書館法 第11条 国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。 行政機関(公文書等の管理に関する法律第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、行政文書(同法第5条第5項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)の保存を行うこと。 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。 五 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。 五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。 六 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。	行われるよう、総括文書管理者による文書管理研修の体系的整備・実施と	

			有識者会議		
番号	項目	主な問題点	具体的方策	法律	施行令・ガイドラインの検討素案
9		作成されているにもかか体中心に 保存は依然として紙媒体を活用しい ない。 ● 電子的に作成されたット、の 電子、媒体でする子文の移っていると、はです。 では、する子のはです。 では、する子の形では、する子の形では、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、する子の形でが、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、する子の形では、できた。 のでは、な、までは、は、ないでは、は、ないでは、できた。 のでは、できたいでは、できた。 のでは、 のでは	で必要な措置を講ずることを要求できるようにする。 ■ 電子的に作成された文書の利便性、有用性を生かすとともに、適正な情報管理を行うため、効率的・効果的な業務・システム最適化のフレームワークの中で政府全体として利用可能な一元的な文書管理システムを整備し、文書管理システムと個別業務システムの連携を図る。また、霞が関WANにおける文書交換システムについて必要な改善等を行うとともに、霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)間の文書交換を含め、文書交換システムの活用を促進する。 ● 一元的な文書管理システムの整備に当たっては電子文書の管理・取扱ルールを確立し、業務の効率化や適正な情報管理を図る観点から、分類基準に沿って適切に管理できる機能、電子決裁機能、情報の漏えい、改ざん等不適切な取扱いを防止する機能等を盛り込むとともに、情報の検索の容易性や知識基盤としての活用を促進する観点から、メタデータの標準化を図り、システムの検索機能を充実する。 ● 一元的な文書管理システムの利用に当たっては、各府省は、業務の効率化や効率的・効果的な情報管理を図る同システムの趣旨を十分踏まえ、以下のような取組を行う。 ① 紙の文書も含め、文書の収発に関する情報、所在に関する情報は、一元的な文書管理シス	政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式ってられた記録できない方式ってらいまできない方式できない方式できない方式でいる。第19条を除さい。以以関係の場別のできない。第19条を除された記録をいう。というは、当該行政機関の職員が保持しているものをいう。ただし、次に「略)	て、現在、各行政機関において順次導入中の 一元的な文書管理システムにおけるメタデー タ(属性情報)は、以下のとおり。